

令和8年7月31日

関係各位

技術監理局技術部

技術管理課長

中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について

現在、中東情勢の変化による影響等により、工事資材価格の高騰のみならず、特定の資材（ナフサ関連等）については調達が困難な状況にあります。

今般、受注者が安心して施工・受注できる環境を整備する観点から、供給の偏りや流通の目詰まりが発生しているナフサを由来とする建設資材（以下、「調達検討資材」）について、代替資材を調達した場合や流通経路の見直しによる調達をする場合等に、これらの調達変更により必要となる経費（以下、「別途調達経費」）を設計変更により計上する運用を、下記のとおり実施することとしたのでお知らせします。

1 調達検討資材

ナフサを由来とする建設資材とする。

2 設計変更の流れ

- (1) 発注者は、あらかじめ本通知内容を適用する工事である旨を特記仕様書（土木・プラント工事）または現場説明書（建築関係工事）に示すものとする。
- (2) 発注者は、契約後に対象工事に含まれる調達検討資材について受注者と協議し、設計変更の際に設計図書に示すものとする。
- (3) 調達検討資材について、別途調達経費が必要となる場合には、受注者は事前に監督員と協議することを基本とする。ただし、調達検討資材を直ちに購入契約する必要がある等、迅速な対応が求められる場合には、口頭、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - ① 調達検討資材の代替資材を調達した場合
 - ② 調達検討資材の流通経路を見直して調達した場合
 - ③ 調達検討資材を調達した場合（ただし別途調達経費を含む）
- (4) 受注者から、別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）の提出があった場合には、その別途調達経費を基に設計変更（必要に応じて工期変更）を行うものとする。

3 適用年月日

土木・プラント工事は令和8年8月1日以降の起工分（設計書適用年版：令和8年8月）、建築関係工事は令和8年8月1日以降の設計金額確定分から適用する。

なお、上記適用日より前の工事（既契約工事を含む）については、受発注者間で協議が整ったものから適用できるものとする。

また、既契約工事においては、受注者が購入済の資材についても、協議の上で対象とすることができる。

4 詳細資料

- ・別紙1 土木・プラント工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について
- ・別紙2 建築関係工事における「中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更について」の運用について

■ 詳細は市ホームページにも掲載しておりますので、併せてご確認ください。

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/022_00004.html